

総務経済常任委員会報告書

令和5年6月7日第2回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 5 年 7 月 1 3 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務経済常任委員会  
委員長 稲 垣 明 美

記

1 事件名

議案第27号 七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定について

2 審査の経過

令和5年6月8日、6月21日、7月13日の3日間、委員会を開催し、財政課長の出席を求め、審査を行った。

3 決定及び理由

(1) 決定

原案可決

(2) 理由

当委員会に付託された議案第27号 七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定については、町独自の子育て支援施策を継続的に実施していくためにも、七飯町の未来を担う子どもたちへの応援や、子育て世帯への支援が一層図ら

れるような施策に充てることのできる基金を設置し、各年度において生じた余剰金をこの基金に積み立てることにより、後年度の子育て支援施策をより充実させるために制定するものである。

条例は、8条で構成されており、その内容は次のとおりである。

- (1) 第1条は、この基金の設置規定とあわせて、基金の目的を規定している。
- (2) 第2条は、積立額を規定し、基金への積み立ては予算で定める金額としている。
- (3) 第3条は、基金に属する現金の保管方法を定めており、現在設置している各基金は、定期預金により保管しているが、必要に応じて有価証券に代えることができることも規定している。なお、これまで有価証券に代えたことはないとのことである。
- (4) 第4条は、運用益金の処理について定めており、基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとしている。
- (5) 第5条は、繰替運用に関する規定で、基金に属する現金を一時的に歳計現金に繰り替えて運用することができることを、他の既存基金と同様に規定している。
- (6) 第6条は、基金を処分することができる事業を規定しており、基金を充てることのできる事業は、子育て支援、教育支援その他子ども施策に関する事業としている。
- (7) 第7条は、基金に属する現金の保全として、金融機関に保険事故が発生したときは、当該預金に係る債権と金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができることを規定している。
- (8) 第8条は、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めることのできる委任規定を定めている。

委員から、これまで当該基金がなくても子育て支援事業を実施してきたので、当該基金の設置は必要であるのか。また、本町の各種基金条例の文言を比較したところ、表現方法に違いがあることについて質疑があった。

町からは、当該基金がない場合でも他事業の優先順位を定め実施していたが、予算を優先的に充て事業を継続し実施していくために、当該基金を設置するものである。また、各種基金条例の文言の精査については、今後機会があれば一括して条例改正を行い、統一した表現にするとの回答があった。

委員会において慎重に審査をしたところ、現在、町が取り組む重要施策の一つとして、子育てをしやすい環境づくりの整備をはじめ、教育環境の充実といった、七飯町の未来を担う子どもたちが健やかに成長し、子育て世帯が安心して「子どもを産み、育てられる」ことができるよう、町独自の「子育て支援策」が今後ますます必要となっている。

また、新たな支援策の拡充を進めるためには、その事業に充てる一般財源が必要となることからこの基金を設置し、各年度の子育て支援、教育支援に充てるための財源を確保することは非常に重要な施策であり、今後の七飯町の子育て支援策にも必要な条例であるとの結論となった。

以上のことを踏まえ、採決を行った結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、本町の各種基金条例の文言の整理については、早い時期に実施することを望むものである。